

## 政策評価部会の設置について

平成18年4月11日  
平成18年9月5日改正  
原子力委員会決定

### 1. 趣旨

原子力政策大綱において、「原子力の研究、開発及び利用の基本的目標を達成するために国が行う施策は、公共の福祉の増進の観点から最も効果的で効率的でなければならない。」としており、国及び独立行政法人に対して、その活動について多面的かつ定量的な評価を継続的に実施し、改善に努め、国民に説明していくことを求めている。また、原子力委員会も「関係行政機関の原子力に関する施策の実施状況を適時適切に把握し、関係行政機関の政策評価の結果とそれに対する国民意見を踏まえつつ、自ら定めた今後10年程度の期間をひとつの目安とする原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性を定期的に評価し、その結果を国民に説明していくこととする。」と示している。そこで、原子力政策大綱において示している基本的考え方に基づき、原子力委員会において、政策評価部会を設置し、原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性の評価等を行う。

### 2. 構成

原子力委員会委員長及び委員並びに原子力委員会の指名する参与又は専門委員をもって構成する。

なお、評価は、原子力政策を適切な政策分野に区分し、その政策分野ごとに順次行う(「原子力の研究、開発及び利用に関する政策評価実施要領」(平成18年4月11日原子力委員会決定)) こととしていることから、専門委員の指名においては、「原子力政策大綱」の政策分野ごとに担当を決めることとする。

### 3. 検討内容

原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性を評価する。  
その他、原子力委員会が指示する事項について調査審議を行う。

### 4. スケジュール

4月18日(火)に第1回会合を開催し、その後、順次会合を開催する。

### 5. その他

- (1) 政策評価部会の運営については、「専門委員」を「専門委員(評価する政策分野を担当する専門委員に限る。)」と読み替えて、原子力委員会専門部会等運営規程を準用する。ただし、同運営規程第2条の規定にかかわらず、部会長は原子力委員会委員長が務めるものとする。
- (2) 評価の実施に当たっては、「原子力の研究、開発及び利用に関する政策評価実施要領」を適用する。

以上